



令和3年10月1日14時00分
資料配布 豊岡河川国道事務所

「円山川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、円山川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「円山川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立しました。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年度から取り組んでいる既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備されました。

円山川水系において、「円山川水系ダム洪水調節機能協議会」を9月30日に設立しました。

なお、近畿地方整備局管内の他の1級水系(9水系)においても、同様の協議会が設立されています。近畿地方整備局管内のダム洪水調節機能協議会の一覧は別紙1のとおりです。

【第1回 円山川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法: 書面開催
 - 開催期間: 令和3年9月27日(月)～9月30日(木)
会議資料の構成員への配布: 令和3年9月27日
意見提出期限: 令和3年9月30日
 - 構 成 員: 別紙2のとおり
 - 主な内容: 円山川水系ダム洪水調節機能協議会 規約の策定について
協議の公開方針について
当面の取組について
 - 協議会設立: 令和3年9月30日(木)
- ※議事概要および会議資料については別紙3、4のとおりです。

<取扱い> _____

<配布場所> 但馬県民局記者クラブ、豊岡市政記者クラブ、養父市政記者クラブ
朝来市政記者クラブ

<問合せ先> 円山川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局
近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 副所長 直井 克己 (内線:204)
河川管理課 課長 金谷 和美 (内線:331)
電話 0796-22-3126(代表) 0796-26-2545(直通)

近畿地方整備局管内のダム洪水調節機能協議会一覧

- 新宮川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：紀南河川国道事務所調査課）
- 紀の川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：和歌山河川国道事務所河川占用調整課）
- 大和川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：大和川河川事務所占用調整課）
- 淀川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：近畿地方整備局河川部河川管理課及び琵琶湖河川事務所調査課、大戸川ダム工事事務所工務課、淀川河川事務所管理課、猪名川河川事務所工務課、木津川上流河川事務所管理課、淀川ダム統合管理事務所防災情報課）
- 加古川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：姫路河川国道事務所河川管理第一課）
- 揖保川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：姫路河川国道事務所河川管理第一課）
- 円山川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：豊岡河川国道事務所河川管理課）
- 由良川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：福知山河川国道事務所河川管理課）
- 九頭竜川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：福井河川国道事務所河川管理第一課）
- 北川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）
（事務局：福井河川国道事務所河川管理第一課）

円山川水系 ダム洪水調節機能協議会名簿

<構成員>

機関名	役職	備考
近畿地方整備局	豊岡河川国道事務所長	
兵庫県 県土整備部 土木局	河川整備課長	
兵庫県 県土整備部 土木局	総合治水課長	
兵庫県 但馬県民局	豊岡土木事務所長	
兵庫県 但馬県民局	養父土木事務所長	
豊岡市 上下水道部	水道課長	
朝来市 産業振興部	農林振興課長	
朝来市 都市整備部	上下水道課長	
神戸地方気象台	防災管理官	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	朝来水カセンター 所長	

<オブザーバー>

機関名	役職	備考
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	

第1回 円山川水系ダム洪水調節機能協議会

会議方法 書面会議
資料配付 令和3年9月27日（月）
意見集約 令和3年9月30日（木）
参加者 別添の各水系協議会名簿のとおり

議事概要

- ①9月30日付けでダム洪水調節機能協議会を設立することを合意した。
- ②規約について、事務局案で合意した。
- ③公開方針について、事務局案で合意した。
- ④当面の取組について、事務局案のとおりすすめることで合意した。

第 1 回 円山川水系ダム洪水調節機能協議会（書面開催）

議事次第

1. 規約（案）
2. 公開方針（案）
3. 当面の取組（案）

○配布資料

- 資料－ 1 構成員名簿
- 資料－ 2 規約（案）
- 資料－ 3 公開方針（案）
- 資料－ 4 当面の取組（案）

円山川水系 ダム洪水調節機能協議会名簿

<構成員>

機関名	役職	備考
近畿地方整備局	豊岡河川国道事務所長	
兵庫県 県土整備部 土木局	河川整備課長	
兵庫県 県土整備部 土木局	総合治水課長	
兵庫県 但馬県民局	豊岡土木事務所長	
兵庫県 但馬県民局	養父土木事務所長	
豊岡市 上下水道部	水道課長	
朝来市 産業振興部	農林振興課長	
朝来市 都市整備部	上下水道課長	
神戸地方気象台	防災管理官	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	朝来水力センター 所長	

<オブザーバー>

機関名	役職	備考
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	

円山川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

（設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「円山川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の対象ダム）

第3条 協議会は、円山川水系における、大路ダム、但東ダム、与布土ダム、大町大池、多々良木ダムを対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

る。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、豊岡河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月 日から施行する。

別表 1

＜構成員＞

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長
兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長
豊岡市 上下水道部 水道課長
朝来市 産業振興部 農林振興課長
朝来市 都市整備部 上下水道課長
気象庁 神戸地方气象台 防災管理官
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 朝来水カセンター 所長

＜オブザーバー＞

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

円山川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針（案）

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じて協議会終了後に事務局が説明を行う。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じて報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

円山川水系 ダム洪水調節機能協議会における当面の取組（案）

1. 年１回以上（出水期前）協議会を開催するよう努める。
2. 事前放流等実施要領未策定のダムは早期に策定する。